

おわりに

本報告書を閉じるに当たって熊本県に対し要望しておきたいことの第一は、「ロードマップ委員会（仮称）」の設置である。国が設置した「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会」はその設置目的を次のようにうたっている。

本検討会は、ハンセン病政策の歴史と実態について、科学的、歴史的に多方面から検討を行い再発防止のための提言を行うことを目的として設置された「ハンセン病問題に関する検証会議」からの再発防止のための提言を十分検討し、その検討結果の実現に向けた道筋等を明らかにするための開かれた会議として厚生労働省により設置され、その提言の検討結果について、随時、国、地方自治体等の実施状況を確認する。

同じような趣旨から、熊本県「無らい県運動」検証委員会に対応する機関として「ロードマップ委員会（仮称）」の設置を熊本県に対し要望しておきたい。すなわち、同委員会は、熊本県「無らい県運動」検証委員会の報告書において示された検証から導き出される教訓が熊本県および県民によっていかに生かされ、実現されているかを検討し、その検討結果の実現に向けた道筋等を明らかにするための開かれた会議として設置され、その提言の検討結果について、随時、熊本県等の実施状況を確認することを目的とするものである。

なお、現在、問題になっている旧菊池医療刑務支所の保存問題の他、本委員会で積み残された検証項目についても新たに設置されるロードマップ委員会（仮称）で検討してほしいとの強い要望が委員などから出された。

要望しておきたいことの第二は、「熊本県立ハンセン病センター（仮称）」の設置である。周知のように、国連の第8回人権理事会は、2008（平成20）年6月18日、全世界でハンセン病に関連する差別問題に苦しむ人々の人権を守るため、人権理事会においてハンセン病差別問題を議論し、差別を撲滅するための実効的な方法等を検討することを目的として、全会一致で「ハンセン病差別撤廃決議」を採択した。

国連人権理事会は、

世界人権宣言（すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であり、かつ、尊厳及び良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならないとする第1条を含む）の規定を想起し、

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第12条の規定も想起し、

身体的精神的健康の高度な達成可能基準を全ての人が享受する権利に関する特別報告者の作業に留意し、

ハンセン病患者・回復者及びその家族が無知と偏見による社会的烙印及び差別にしばしば苦しんでいることが記載された身体的精神的健康の高度な達成可能基準を全ての

人が享受する権利に関する特別報告者の報告書に留意し、  
1980年代以降全世界で1600万人以上のハンセン病患者が治癒したこと、病気としてのハンセン病は科学的にも医学的にも治癒可能、対処可能と証明されていることを認識し、

彼らの家族を含む数千万の人々が未だに病気としてだけでなく、ハンセン病は治癒不能あるいは遺伝するといった知識の社会的欠如及び誤った概念に基づく政治的、法的、経済的、社会的な差別と隔離で苦しんでいること、ハンセン病問題は医学あるいは健康の問題だけではなく、明らかに人権侵害を引き起こす差別の一つであることも認識し、ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別に関する人権委員会とその機構による過去の作業に留意し、ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別への取組、完全な回復の達成、この病気への適切な対処のベストプラクティスを各国が共有することを奨励し、

1. ハンセン病患者・回復者及びその家族は、慣習国際法、関連条約、国内慣習法や法律によって基本的人権と尊厳を持つ個人として扱われるべきであることを確認する。
2. 各国政府に対し、ハンセン病患者・回復者及びその家族に対するあらゆる種類の差別を根絶するための啓発活動を含む効果的な措置をとることを要請する。
3. 国連人権高等弁務官事務所に対し、人権教育・啓発活動においてハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別問題を重点項目の一つとして含めることを要請する。
4. 国連人権高等弁務官事務所に対し、各国政府がハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別撤廃のために行っている手段に関する情報を収集し、独立の財源が確保できる場合には、各国政府、国連オブザーバー、関連する国連機関・専門機関・計画、NGO、科学者、医療専門家及びハンセン病患者及びその家族の代表者との間で意見交換を行うための会合を開催し、人権理事会及び人権理事会諮問委員会に報告書を提出することを要請する。
5. 人権理事会諮問委員会に対し、パラグラフ4に言及された報告書を分析し、ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別を撤廃するための原則及びガイドラインの素案を策定し、人権理事会における検討のために2009年9月までに人権理事会にそれらを提出することを要請する。
6. 人権理事会に提出されたこれらの調査報告を基に2009年9月に本議題を検討することを決定する。

国連決議とは、このようなものである。日本はこの決議の採択に当たって中心的な役割を果たしたが、撤廃決議の具体化に当たっても中心的な役割を果たす義務がある。誤ったハンセン病強制隔離政策を世界の流れに反して長きにわたって国内のみならず国外でさえ

も強行し、強烈なハンセン病差別・偏見を作出・助長するとともに、患者・家族らに対し未曾有の人権被害を惹起せしめたからである。日本の過ちを世界の教訓に広げていくことが日本には求められる。そのためには、ノルウェーのハンセン病資料館のような受け皿となる施設を日本に設け、世界の人々が日本のハンセン病強制隔離政策等に関する必要な資料を収集したり、教育を受けたりすることができるようにしなければならない。教育等のためには研究が必要で、同施設には研究機能も付与されなければならない。国レベルだけでなく、熊本県においても設置されなければならない。世界におけるハンセン病差別・偏見の解消にとって、熊本県の「無らい県運動」の検証とこの検証から導き出される教訓こそが大きな示唆に富むと考えられるからである。

「熊本県立ハンセン病センター（仮称）」の設置は国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の将来構想にとっても有意義であろう。同園内に同施設が設置されれば、同園は世界におけるハンセン病差別撤廃のためのシンボリックな施設となるからである。入所者の方たちによる「人間回復」のための「患者運動」は世界の人たちに語り継がれ、今なおハンセン病差別・偏見に苦しんでいる人たちに大きな希望を与えることになろう。

2014（平成26）年10月

熊本県「無らい県運動」検証委員会